

別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

第1 趣旨

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地がその創意工夫を活かして行う地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

第2 都道府県等の役割

- 1 都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、産地における農作物の収益力向上や生産基盤の強化に向けた取組の方向性を定めるとともに、これに沿った産地パワーアップ計画となるよう地域協議会長等に対して指導・助言を行うものとする。
- 2 地域協議会長等は、産地パワーアップ計画の作成に当たって、地域の抱える課題を整理し、これまで行ってきた手法の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる対策がその解決に向けて効果的なものとなるようにすることはもちろん、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 取組主体は、取組主体事業計画の作成に当たっては、生産コスト削減や高収益な作付体系への転換、ハウス・園地等の再整備、土づくりの展開といった取組を通じ、産地の収益力向上及び生産基盤の強化につながるものとなるよう留意するものとする。
- 4 都道府県知事及び地域協議会長等は、都道府県事業計画、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査に当たっては、都道府県又は地域協議会等の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者が主となり審査するなど精度を高めるように努めるものとする。

第3 都道府県事業実施方針の基準

本要綱第4第2号ウの別記2に定める基準は、1に掲げる趣旨に即しており、かつ、2及び3に掲げる事項が定められていることとする。

1 都道府県事業実施方針の趣旨

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減、販売額の増加などの産地の収益力強化を進めるとともに、中小・家族経営が保有する園芸施設・機械・園地の再整備・長寿命化等や堆肥の活用等により産地の生産基盤の強化を図り、生産体制を一層強化することが必要である。

このため、都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、都道府県、市町村及び農業者団体等の関係機関が一体となって、産地における農作物の収益力向

上及び生産基盤強化に向けた取組を推進していくものとする。

2 都道府県事業実施方針の内容

都道府県事業実施方針は、別添参考様式1号により作成し、同方針においては、本事業が最大限効果を発揮できるよう、当該都道府県において本事業を実施する目的、対象作物、本要綱別表2のメニューに掲げる事業の実施方針、本事業の推進・指導並びに管内の地域協議会長等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等に係る方針及び体制を明確にするものとする。

また、都道府県知事は、都道府県事業実施方針の作成に当たり、次の点に留意するものとする。

- (1) 取組内容を適切かつ簡潔に記載すること。
- (2) 地域の課題を踏まえ、事業の趣旨に即したものとすること。
- (3) 地域一体となった集中的な取組となるよう努めること。
- (4) 事業完了後も効果が持続することを期待できる取組であって、対外的にその効果が確認できるものへの重点化を図ること。

3 その他都道府県事業実施方針に定めるべき事項

都道府県事業実施方針には、2に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(1) 取組要件

都道府県知事は、地域の実情を踏まえつつ、効果的かつ重点的に事業を行うために、取組要件を定めるものとする。

(2) 取組内容及び対象経費等の確認方法

都道府県知事は、管内の各取組主体が適切に事業を実施しているか及び助成対象経費は適切かを確認するための検査の方法、必要な確認書類、保存期間等を都道府県事業実施方針に明記するものとする。

なお、確認書類は必要かつ最小限のものとする。

(3) 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定

都道府県事業計画に位置付ける産地パワーアップ計画（生産基盤強化対策に限る。）の認定に当たっては、重点的に取組を実施すべき地域や作物等を定めるとともに、ポイント制等の透明性の高い方法により、あらかじめ優先順位等の設定を行うものとする。

(4) 取組主体助成金の交付方法

都道府県知事は、取組主体助成金の交付方法等を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

また、市町村長、地域協議会長等を経由して取組主体助成金を交付する場合は、併せて、その交付方法を都道府県事業実施方針に定めるものとする。

(5) 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

都道府県知事は、事業実施に当たって取組主体に対して課すべき条件等を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

第4 産地パワーアップ計画の基準

本要綱第4第2号エの別記2に定める基準は、次のとおりとする。

1 次の項目が全て記載されていること。

(1) 収益性向上対策（本要綱別表2のⅠの1及びⅡの1の事業をいう。以下同じ。）

ア 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

イ 産地の収益性の向上のための取組内容

ウ 取組により期待される効果及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

エ 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

(2) 生産基盤強化対策（本要綱別表2のⅠの2及びⅡの2の事業をいう。以下同じ。）

ア 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

イ 産地の生産基盤の強化のための取組内容

ウ 取組により期待される効果及び実現のために地域の関係者が果たす役割

エ 生産装置の継承者（作業受託組織を含む。）又は生産装置の継承・強化に向けた取組の内容若しくは生産技術の継承・普及に向けた取組の内容（本要綱別表2のⅠの2の（6）の事業を実施する場合にあっては、全国的な土づくりの展開の取組の内容）

2 生産コストの削減、高付加価値化等を通じて産地の収益性の向上又は生産基盤の強化に資する計画と認められること。

3 都道府県事業実施方針に即したものであること。

4 1の（1）のアの産地の範囲が第7の面積要件等を満たしていること。

ただし、生産基盤強化対策を実施する産地については、この限りではない。

5 産地パワーアップ計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。

(1) 収益性向上対策

ア 次の①から⑦までのいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①から⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

② 販売額又は所得額の10%以上の増加

③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%

⑤ 農産物輸出の取組について、

(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上

の増加

(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5 %以上又は輸出向けの年間出荷量 10 トン以上

⑥ 労働生産性の 10%以上の向上

⑦ 農業支援サービス事業体の利用割合の 10%以上の増加かつ 50%以上とすること

イ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性の向上の取組が行われること。

ウ 中心的な経営体又は団体の取組は、産地パワーアップ計画の目的の実現のために必要なものであり、かつ、将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

(2) 生産基盤強化対策

ア 産地において、生産基盤の強化に係る成果目標として、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

イ 各取組主体において、生産基盤の強化に係る成果目標として、次に掲げる①から⑥までのうちから 1 つ以上設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加

② 共通 8 の 6 に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加

③ 生産コストの低減

④ 労働生産性の向上

⑤ 契約販売率の増加

⑥ 地力の向上

ただし、⑥については、本要綱別表 2 の I の 2 の (6) の事業を実施する場合のみ選択でき、かつ必須とするものとする。

ウ 目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手（作業受託組織を含む。）に継承したもの、又は確実に継承することが見込まれるものであること。（本要綱別表 2 の I の 2 の (6) の事業を除く。）

第 5 事業の内容等

1 収益性向上対策

別紙 1 のとおりとする。

2 生産基盤強化対策

別紙 2 のとおりとする。

3 実施期間

(1) 産地パワーアップ計画の実施期間は 3 年以内とする。

(2) 取組主体事業計画の実施期間は 2 年以内とする。

ただし、鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備

の整備を通じた分みつ糖産地の強化の計画については、（１）及び（２）ともに５年以内とする。

４ 上限額

産地パワーアップ計画に位置付けられた取組主体事業計画の１年度当たりの補助金等の上限額は１事業あたり２０億円とする。

第６ 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の１及び２に掲げる場合の取組に係る目標年度は、それぞれ、当該１及び２に定めるところによるものとする。

１ 都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合（ただし、２の（２）から（４）及び３の場合を除く。）

事業実施年度から起算して５年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

２ 果樹、茶及び永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物をいう。以下同じ。）（以下「果樹等」という。）の取組

（１）果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組（ただし、１の場合を除く。）については、事業実施年度から１０年後とする。

（２）果樹の改植に係る栽培管理、労務管理等の技術実証の取組については、事業実施年度から５年後とする。

（３）茶の改植等及び改植等に係る栽培管理、労務管理等の技術実証の取組については、事業実施年度の３年後とする。

（４）永年性工芸作物の改植及び改植に係る栽培管理、労務管理等の技術実証の取組については、事業実施年度の３年後とする。

第７ 面積要件

本要綱別表２のⅠの１及びⅡの１の事業における採択要件のうち別記２に定める面積要件は、共通３のとおりとする。

第８ 全国事業実施方針兼基金造成計画書の作成及び承認の手続

基金管理団体は、別紙様式第１号により、全国事業実施方針兼基金造成計画書（以下「全国実施方針」という。）を作成し、農産局長に提出し、承認を受けるものとする。なお、全国実施方針に次に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、これに準じた手続により行うものとする。

- １ 事業の中止又は廃止
- ２ 基金管理団体の変更
- ３ 基金造成計画額の増減

第9 業務方法書の作成等

1 業務方法書の作成

基金管理団体は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を共通4を参考に作成し、別紙様式第2号により農産局長に提出するものとする。

- (1) 造成した基金に関する事項
- (2) 都道府県事業実施方針の承認に関する事項
- (3) 基金管理団体から都道府県への助成金の交付に関する事項
- (4) 都道府県から基金管理団体への事業実施状況等の報告に関する事項
- (5) その他業務運営に必要な事項

2 業務方法書の承認

- (1) 農産局長は、基金管理団体から申請のあった1について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、基金管理団体に通知するものとする。
- (2) 基金管理団体は、業務方法書を変更しようとするときは、1に準じて手続を行うものとする。

この場合において、農産局長が行う承認の手続については、2の(1)に準じるものとする。

第10 事業実施の手続

1 都道府県事業実施方針の提出

都道府県知事は、別添参考様式1号により都道府県事業実施方針を作成し、別紙様式第3号により基金管理団体に提出するものとする。

2 都道府県事業実施方針の承認

- (1) 基金管理団体は、1により提出された都道府県事業実施方針について、その内容が適切であると認められる場合には、地方農政局長等に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に通知するものとする。

都道府県知事は、都道府県事業実施方針の承認を受けた後、地域協議会長等に都道府県事業実施方針を通知するものとする。

- (2) 都道府県実施方針の重要な変更は、対策の追加及び各対策の基本方針のうちの成果目標に関わる内容の変更とし、この場合、(1)に準じた手続により行うものとする。

3 産地パワーアップ計画

地域協議会長等は、都道府県事業実施方針に即し、収益性向上対策にあつては別添参考様式2-1号により産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、生産基盤強化対策にあつては別添参考様式2-2号により産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）を作成し、別紙様式第4号により都道府県知事に提出するものとする。同計画においては、取組主体が別添参考様式3-1号及び別添参考様式3-2号により作成する取組主体事業計画（収益性向上タイプ又は生産基盤強化タイプ）を位置付けなければならない。

ただし、別紙２のⅡの（１０）のＡの取組については、市町村長を経由して都道府県知事に提出するものとする。

なお、産地パワーアップ計画（生産基盤強化対策）については、地域協議会等単位で計画作成をするものとする。

４ 取組主体事業計画

（１）収益性向上対策（効果増進事業を除く。）及び生産基盤強化対策

取組主体は、収益性向上対策にあつては別添参考様式３－１号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち生産支援事業・整備事業）を、生産基盤強化対策にあつては別添参考様式３－２号により取組主体事業計画（生産基盤強化タイプを作成し、別紙様式第５号により地域協議会長等に提出するものとする。

（２）収益性向上対策のうち効果増進事業

本要綱別表２のⅠのメニュー欄の１の（２）のＡを実施する取組主体は、別添参考様式３－３号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（導入実証等支援））を作成し、別紙様式第６号により都道府県知事に提出するものとする。

本要綱別表２のⅠのメニュー欄の１の（２）のイを実施する取組主体は、別添参考様式３－４号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））を作成し、別紙様式第５号により地域協議会長等に提出するものとする。地域協議会長は、取組主体が策定する又は策定した取組主体事業計画（収益性向上対策のうち整備事業）との整合性を確認の上、別紙様式第６号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））を都道府県知事に提出するものとする。

５ 都道府県事業計画

（１）都道府県知事は、３の産地パワーアップ計画及び４の（２）のうち取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））の提出を受けた場合は、その内容を審査し、都道府県事業計画の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長等に通知するとともに、別添参考様式４号により都道府県事業計画を作成し、別紙様式第７号により地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。

（３）都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県事業計画の協議終了後に、当該都道府県事業計画に含まれている産地パワーアップ計画、取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（導入実証等支援））及び取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））を承認し、別紙様式第８号により、地域協議会長等に対して通知するものとする。

（４）都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、都道府県事業計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、（１）から（３）までに準じた手続を行うものとする。

ア 産地パワーアップ計画の成果目標の変更

イ 都道府県知事が実施する事業内容の変更

ウ 取組主体事業計画の次に掲げる変更

（ア）事業の中止又は廃止

（イ）取組主体の変更

- （５）地域協議会長等は、（３）により都道府県知事より産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））の承認を受けた場合は、承認を受けた産地パワーアップ計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画及び取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業（伴走支援））の承認を行うものとする。

6 事業の着手

本要綱別表２のⅡの事業における本要綱第６第２項第２号アただし書きの交付決定前の着手に当たっては、別紙様式第９号により交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。

第 11 都道府県助成金の交付決定

1 基金事業

（１）都道府県助成金の交付申請

都道府県知事は、本事業の都道府県助成金の交付を受けようとするときは、別紙様式第 10 号により申請書を基金管理団体に提出するものとする。

また、都道府県助成金の変更交付申請を行う場合は、別紙様式第 11 号により、変更申請書を基金管理団体に提出するものとする。

（２）都道府県助成金の交付決定

基金管理団体は、１の申請書の提出があったときは、審査の上、助成金の交付対象となる都道府県事業計画を決定し、都道府県知事に都道府県助成金の交付決定の通知を行うものとする。

2 整備事業

補助金の交付申請及び交付決定は、本要綱第 9 から第 11 までに定めるところによるものとする。

第 12 助成金の請求及び支払

1 基金事業

（１）取組主体助成金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は、別紙様式第 12 号（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援）にあっては、別紙様式第 13 号）により取組主体助成金請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

（２）取組主体助成金の概算払請求

取組主体は、事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、別紙様式第 14 号により取組主体助成金概算払請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとする。

(3) 都道府県助成金の請求

都道府県知事は、取組主体から提出のあった取組主体助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の支出が適当と判断される場合は、別紙様式第 15 号（概算払請求を行う場合は、別記様式第 16 号）により都道府県助成金請求書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

(4) 都道府県助成金の支払

基金管理団体は、都道府県知事から都道府県助成金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、速やかに都道府県知事に対して都道府県助成金を支払うとともに、支払額の通知を行うものとする。

(5) 取組主体助成金の支払

都道府県知事は、基金管理団体から都道府県助成金の支払を受けた場合は、都道府県事業実施方針に定める交付方法により、取組主体助成金請求書の提出者に助成金を支払うとともに、支払額を別紙様式第 17 号により通知するものとする。

2 整備事業

補助金の請求及び支払は、本要綱第 9 から第 11 までに定めるところによるものとする。

第 13 助成金の返納

1 基金事業

都道府県知事は、本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体又は共同申請者（以下「取組主体等」という。）が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が助成金の交付後に判明した場合には、当該取組主体等に指示を行い、基金管理団体に当該助成金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

2 整備事業

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた取組主体が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該取組主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

第 14 事務の委託

基金管理団体は、当該基金管理団体の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、本要綱別表 2 の I のメニューに係る事務の一部を当該基金

管理団体以外の者に委託することができるものとする。

第 15 事業実施状況報告等

1 取組主体事業実施状況報告

取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別紙様式第 18 号により取組主体事業実施状況報告を作成し、翌年度の 6 月末日までに地域協議会長等（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援）にあつては、別紙様式第 19 号により都道府県知事）に提出するものとする。

2 産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告

地域協議会長等は、1 の取組主体からの取組主体事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別紙様式第 20 号により、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の 7 月末日までに、都道府県知事に報告するものとする。

また、地域協議会長等は、事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県事業実施状況報告

都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援）に限る。）及び 2 の地域協議会長等からの産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別紙様式第 21 号により、都道府県事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の 8 月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該地域協議会及び取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

地方農政局長等は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施状況の報告について、別紙様式第 22 号により、遅滞なく基金管理団体に提出するものとする。

地方農政局長等は、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4 基金管理状況報告

基金管理団体は、毎年度、四半期ごとに、本要綱第 7 第 3 項第 1 号により造成した基金の収支について、基金管理状況報告書を作成し、事業実施年度の 6 月末日、9 月末日、12 月末日及び 3 月末日時点のものをそれぞれその日から 30 日を経過した日までに農産局長に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 その他

基金管理団体及び地方農政局長等は、都道府県知事に対し、1 から 3 までに定める報告以外に、必要に応じ、地域協議会長等又は取組主体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第 16 事業の評価

産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の 6 月末日までに、別紙様式第 18 号により地域協議会長等（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援）にあつては、別紙様式第 19 号により都道府県知事）に報告するものとする。

なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施年度から 4 年度目に、果樹の改植については、事業実施年度から 5 年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

- 2 地域協議会長等は、1 の取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価するとともに、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を当該年度の 7 月末日までに、別紙様式第 20 号により都道府県知事に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、取組主体を指導するものとする。

なお、収益性向上対策において、第 4 の 5 の（1）のアの②及び⑥に基づき成果目標を設定している場合又は生産基盤強化対策において、第 4 の 5 の（2）のアのうち総販売額の維持又は増加の成果目標を設定している場合については、以下の算定式により、価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないとき又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は、価格補正を行わないものとする。

〔販売額の 10%以上の増加の場合〕

$$\text{価格補正後の販売額} = \text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \\ \times \text{目標年度の実績の数量}$$
$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

〔所得額の 10%以上の増加の場合〕

$$\text{価格補正後の所得額} = (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \\ \times \text{目標年度の実績の数量}) - \text{生産コスト}$$
$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

[労働生産性の10%以上の向上の場合]

$$\text{価格補正後の労働生産性} = (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \\ \times \text{目標年度の実績の数量}) \div \text{労働時間}$$
$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

3 都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業（導入実証等支援）に限る。）及び2の地域協議会長等から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第21号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、地域協議会長等及び取組主体を指導するものとする。

4 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、産地パワーアップ計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合（果樹の改植における中間的な評価にあつては、成果目標の達成が困難と見込まれる場合。4において同じ。）には、地域協議会長等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第15の2と併せて7月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第15の3と併せて8月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。

また、地域協議会長等は、取組主体事業計画に掲げた取組目標の全部又は一部が達成されていない場合には、取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、地域協議会長に対し産地パワーアップ計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、5の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

5 地方農政局長等は、3の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

6 地方農政局長等は、4の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じ都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

7 地方農政局長等は、5の点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出さ

せるものとする。

- 8 事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が 80%に満たなかった産地パワーアップ計画を有する地域協議会等を公表するものとする。

また、都道府県知事、地方農政局長等は、成果目標の達成率が 80%に満たなかった地域協議会等が作成する次年度以降の産地パワーアップ計画について、厳格な審査を行うものとする。

なお、成果目標の達成率が 80%に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の取組主体事業計画も同様に厳格な審査を行うものとする。

- 9 国及び基金管理団体は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第 17 評価結果の配分基準への反映

- 1 評価結果の反映は、都道府県ごとに第 16 に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の各成果目標に対する達成率の過去 5 か年の平均値に基づき共通 8 及び共通 9 の配分基準の都道府県加算ポイントに反映するものとする。
- 2 評価結果を反映したポイントは、都道府県知事から提出のあった都道府県加算ポイントに、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達成度	ポイント
95%以上	+ 1 ポイント
80%以上 95%未満	0 ポイント
40%以上 80%未満	- 1 ポイント
40%未満	- 2 ポイント

第 18 推進指導体制等

1 指導及び監督等

- (1) 農産局長は、本要綱別表 2 の I の基金事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の 3 及び 4 に基づき、各基準に適合するよう基金管理団体に対して指導及び監督を行うとともに、これらの基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金管理団体及び地方農政局等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業

業の実施についての推進指導に当たるものとする。

- (4) 国は、都道府県知事に対し、本事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

2 適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第19 その他

1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、地域協議会長等又は取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、地域協議会長等及び取組主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、地域協議会長等又は取組主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、基金管理団体に報告するものとする。

3 本事業の実効性確保のための措置

産地パワーアップ計画を作成する地域協議会等は、本事業の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講じることとする。

- (1) 原則として、次に掲げるいずれかの者を地域協議会等の構成員に位置付けるよう努めるものとする。

ア 担い手農業者組織（都道府県稲作経営者会議等をいう。）の会員たる担い手

イ 都道府県農業法人協会の会員たる農業法人

ウ 指導農業士（都道府県知事の認定を受けた者であって、農業経営士や普及指導協力員を含む。）

エ 青年及び女性農業者（地域で活躍する農業青年クラブの会員等の青年農業者又は、女性農業委員、農業協同組合の女性役員、農業女子プロジェクト

トメンバー等の女性農業者をいう。)

- (2) 地域協議会等の構成員の選定に当たっては、地域の農業生産の状況を踏まえつつ、地域の主たる産品の担い手の意見が反映されるよう配慮するものとする。

4 本事業の採択基準等

共通6のとおりとする。

5 その他

- (1) 基金事業に係る助成金の返納等は、業務方法書に基づき、基金管理団体に対して行うものとする。

ただし、基金解散後にあっては、地方農政局長等の指示を受け、都道府県知事がこれを国に納付するものとする。

- (2) 都道府県事業実施方針の軽微な変更については、都道府県知事から基金管理団体への提出をもって、基金管理団体の承認があったものとみなすこととする。

この場合、基金管理団体は地方農政局長等に写しを提出するものとする。

- (3) 農業共済等の積極的活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

- (4) 取組主体は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」を踏まえ、ハザードマップの確認や、農業版事業継続計画(Business Continuity Plan:BCP)の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

- (5) 都道府県は、取組主体に対し、取組主体が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

別紙 1

収益性向上対策の事業内容等

I 基金事業

1 生産支援事業

(1) 助成対象となる取組の範囲

本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の生産支援事業に掲げる取組とする。

(2) 取組主体

ア 生産支援事業の取組主体は、本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の取組主体欄の (5) から (7) までの者は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

ウ 本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の取組主体欄の (5) の「農業者」は、農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人をいう。

エ 本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の取組主体欄の (6) の「農業者の組織する団体」は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）等）をいう。

(3) 補助率

生産支援事業の補助率は、本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の補助率欄に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、本要綱別表 2 の I の 1 の (1) の補助率欄で定める補助率を上限に、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案して別に補助率を設定することができるものとする。

その場合にあっては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に補助率を明示するものとする。

(4) 助成対象経費

生産支援事業の助成対象経費は、メニューごとに次に掲げるものとする。

ア 農業機械等の導入及びリース導入

第 4 の 5 の (1) のアに掲げる取組に必要な農業機械等の導入及びリース導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

(ア) 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(イ) 原則、新品であること。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）

に定める耐用年数をいう。以下同じ。) から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

イ 生産資材の導入等

(ア) 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材(パイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。)の購入に要する経費

(イ) 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃

ウ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費

(ウ) 他の国の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

(エ) 本体価格が50万円未満の農業機械等(アタッチメント含む。)の導入又はリース導入に対する助成

(オ) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費

(カ) 種苗の購入に係る経費

エ その他の留意点

きのこ及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行うものであり、かつ、肥培管理を行い栽培するものとする。また、都道府県において、あらかじめ、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。

(5) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 共通

(ア) 取組主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ) 地域協議会等は、農業機械等による事故を防止する観点から、取組主体に対して農作業安全に係る研修に参加するよう指導することとする。

(ウ) 都道府県知事は、対象とする農業機械等で同種同能力のものについて申請によって助成額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考に上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。

(エ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。

(オ) 取組主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該

補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(キ) スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、取組主体（取組主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(ク) 農業用機械 が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※1 API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

(ケ) 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」の定めるところによるものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 取組主体は、共通 7 により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(イ) 助成対象の農業機械等は、次の①又は②のいずれかに限るものとする。

① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等

② 「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる農業機械等（当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。）

(ウ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(エ) 取組主体は、農業機械等の導入を行った場合は、本要綱第 25 第 3 項に定める財産管理台帳の写しを、地域協議会長等に対しても提出するものとする。

地域協議会長等は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業

業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- ① 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- ② 取組主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- ③ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(カ) 機械導入を行う者のうち、本要綱別表 2 の I の取組主体欄 1 の（5）の農業者は、次の全てに該当すること。

- ① 青色申告（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 143 条に規定する納税地の所轄税務署長の承認を得て行う所得税に係る確定申告又は修正申告をいう。以下同じ。）を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

ウ 農業機械等をリース導入する場合

(ア) 申請方式については、取組主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、取組主体が選定した農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

(イ) 農業機械等のリース期間は、産地パワーアップ計画の事業実施期間（年単位とし、1 年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(ウ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝

リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」

÷「法定耐用年数」) × 助成率 (1 / 2 以内)

「リース料助成額」 = (「リース物件購入価格 (税抜き)」 - 「残存価格」)
× 助成率 (1 / 2 以内)

(エ) 農業機械等のリース導入に対する助成を行う地域協議会等は、本事業が適切に行われるよう、取組主体事業計画書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど配慮するものとする。

(6) 生産資材の導入等に係る留意事項

ア 簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

イ 生産資材の導入等の実施に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこととする (例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等)。

ウ 生産資材等の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、法定耐用年数期間中は国の共済制度 (国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等 (天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとする。

(7) 特別枠

ア スマート農業推進枠

(ア) 取組対象

支援対象は、生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資する ICT やロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組とする。

(イ) 取組内容

ICT やロボット技術等の先端技術導入に対して、優先枠を設定するものとする。また、産地パワーアップ計画 (収益性向上タイプ) における成果目標を以下に掲げる水準に設定する場合は、当該先端技術の導入支援に併せ、当該特別枠の予算の範囲内で、1 年間に限り、(ウ) に掲げるスマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加して助成することができるものとする。

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの 15% 以上の削減
- ② 販売額又は所得額の 15% 以上の増加
- ③ 労働生産性の 15% 以上の向上
- ④ 農業支援サービス事業体の利用割合の 15% 以上の増加かつ 50% 以上とすること

(ウ) 助成対象経費は、次に掲げるものとする。

a 旅費

取組主体に属する構成員、外部専門家に対する旅費

b 報償費

講師謝礼（オペレーター養成費、技術コンサルタント料）等

c 役務費

分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費

d 雑役務費

保険料

e 需用費

消耗品費、印刷製本費

f 使用料賃借料

会場借上料等

（エ）導入・定着関連費用等の補助率は定額とし、1 取組主体当たり 100 万円を限度額とする。

イ 施設園芸エネルギー転換枠

（ア）取組対象

施設園芸産地において、従来の燃料依存の経営から脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等を導入することにより、経営力を強化する取組とする。

（イ）取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、当該特別枠の予算の範囲内で、重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機を有するパイプハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）及び循環扇等の内部設備の導入及びリース導入を支援する。

① 省エネ機器の導入面積を産地の 50%以上に拡大

② 燃料使用量の 15%以上の低減

（ウ）産地パワーアップ計画における対象作物は施設園芸品目とし、助成対象経費は次に掲げるものとする。

① 省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器及び内部設備の導入及びリース導入に要する経費

② ①の取組を行う場合の施工に要する経費

ただし、省エネ機器を有さないパイプハウス等については、省エネ機器の導入又はリース導入を必須とし、内部設備のみの導入又はリース導入は不可とする。

（エ）当該特別枠は施設園芸等燃料価格高騰対策に確実に加入する者を助成対象とする。

ウ 持続的畑作確立枠

（ア）取組対象

畑作地域において、経営規模の拡大や需要の高い作物への転換、生産体系

の抜本的な改革等に必要となる省力機械化作業体系を導入することにより、持続的な生産体系を確立し、生産基盤の強化が見込まれる取組とする。

(イ) 取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、当該特別枠の予算の範囲内で、助成対象作物の農業機械等の導入及びリース導入を支援する。

- ① サツマイモ基腐病が発生した当該地域の 10 a 当たり収量を 10%以上増加
- ② ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付割合を 10 ポイント以上増加、又は 50%以上増加
- ③ 種子用ばれいしょのり病率低減の取組を作付面積の 50%以上で実施
- ④ 豆類又はばれいしょの導入比率を 2 ポイント以上増加
- ⑤ 需要が見込まれる品目・品種への 10%以上の転換
(対象品目の作付実績がない場合は、輪作対象面積の 10%以上の導入)
- ⑥ てん菜の直播率の 10%以上の増加
- ⑦ 基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を 10 ポイント以上増加

(ウ) 産地パワーアップ計画における対象作物は、地域の畑作生産体系を構成する基幹作物のうち麦及び大豆を除く作物とし、助成対象経費は、かんしょ、ばれいしょ、畑地に作付けされる豆類及びてん菜等の省力機械化作業体系を構築するために必要となる農業機械等の導入及びリース導入に要する経費とする。ただし、てん菜については、移植栽培から直播栽培への変更、基幹作業の外部化又は共同化に必要となる農業機械等の導入及びリース導入に要する経費に限る。また、かんしょについては、育苗に必要な生産資材の導入に要する経費も対象とする。

(エ) (ウ) の基幹作物は、地域の輪作を構成する主要な輪作作物として、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

(オ) 取組主体の事業計画の実施期間は 1 年とする。

(カ) その他の本取組の実施基準は、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3308 号農林水産事務次官依命通知）の規定を準用するものとする。

エ 土地利用型作物種子枠

(ア) 取組対象

土地利用型作物種子（稲、麦（小麦、大麦及び裸麦をいう。以下同じ。）及び豆類の種子）の生産において、作業の効率化による労働負担の軽減や新規種子生産者の参入促進を図るために必要となる農業機械等を導入することにより、持続的な種子生産体制の構築や高温耐性・多収等のニーズに対応した種子の増産が見込まれる取組とする。

(イ) 取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、予算の範囲内で、助成対象作物の農業機械等の導入及びリース導入を支援する。

- ① 種子の合格率を3ポイント以上向上
- ② 10a当たりの労働時間を10%以上削減
- ③ 新規種子生産者を1戸以上増加

なお、種子生産面積が35ha以上の取組主体については、新規種子生産者を2戸以上増加

- ④ 高温耐性品種・多収品種・米粉専用品種の種子の生産面積について
 - a 新規に作付けを行う場合は、0.5ha以上で実施
 - b 前年に作付けの実績がある場合は、0.5ha以上拡大又は5%以上拡大のどちらか拡大面積が大きい目標を選択
- ⑤ 基幹作業（播種・田植、収穫等）の外部化又は共同化の割合を10ポイント以上増加

(ウ) 産地パワーアップ計画における対象作物は、種子生産を目的とする稲、麦及び豆類とし、助成対象経費は、省力機械等の導入により持続的な種子生産体制を構築等するために必要となる農業機械等の導入及びリース導入に要する経費とする。

2 効果増進事業

(1) 助成対象となる取組範囲

本要綱別表2のIの1の(2)のアで助成対象となる取組は、事業計画の策定及び農業機械の導入実証とする。

本要綱別表2のIの1の(2)のイで助成対象となる取組は、収益向上対策で整備したもしくは整備する施設の安定的な運営に資する、資金の返済計画の策定・変更や、資金の借換等に係る相談・サポート等を行う専門家の招聘とする。なお、招聘する専門家は次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア (ア) 及び (イ) のいずれかに該当し、かつ (ウ) を満たしていること。

(ア) 税理士、中小企業診断士、公認会計士等

(イ) 経営コンサルタント（経営学修士を取得した者に限る。）、農業経営アドバイザー等

(ウ) 以下のいずれかに該当すること。

- a 各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者
- b 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者
- c 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者
- d 上記aからcまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

イ 自らの専門的分野において農業経営者などへの支援実績があること。

(2) 取組主体

効果増進事業の取組主体は、本要綱別表2のIの1の(2)の取組主体欄に掲げる者とする。

(3) 補助率

効果増進事業の補助率は、本要綱別表2のIの1の(2)の補助率欄に定めるとおりとする。

(4) 助成対象経費

ア 本要綱別表2のIの1の(2)のアの助成対象経費は、次に掲げるものとする。

(ア) 計画策定等に要する経費

a 旅費

協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費

b 報償費

講師謝礼等

c 需用費

消耗品費、印刷製本費

d 使用料賃借料

会場借上料等

(イ) 技術実証に要する経費

a 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に要する経費

生産コスト削減等の技術実証の取組に必要な農業機械等のリース導入及びレンタル導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

(a) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(b) 原則、新品であること。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

b 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

(ウ) 助成対象としない経費

a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

b 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

c 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

d 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）のリース導入及びレンタル導入に対する助成

- e 毎年度必要となる資材の購入に係る経費
- f 種苗の購入に係る経費
- イ 本要綱別表2のIの1の(2)のイの助成対象経費は、次に掲げるものとする。
 - (ア) 専門家旅費
招聘する専門家に対する旅費
 - (イ) 報奨金
招聘する専門家が行う、「産地生産基盤パワーアップ事業の収益向上対策で整備したもしくは整備する施設」の安定的な運営に資する、資金の返済計画の策定・変更や、資金の借換等に係る相談・サポート等に必要な資料整理、補助、専門知識の提供等に対する報酬・謝礼等
 - (ウ) 助成対象としない経費
 - a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - b 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (5) 効果増進事業の留意事項
 - ア 本要綱別表2のIの1の(2)のアの留意事項は、次に掲げるものとする。
 - (ア) 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、1の(5)(ウの(イ)及び(ウ)を除く。)に準じるものとする。
 - (イ) 農業機械の導入実証を行う場合は、複数の農業者又は農業者の組織する団体及び機械メーカー等で構成された協議会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。
 - イ 本要綱別表2のIの1の(2)のイの事業の留意事項は、次に掲げるものとする。
 - (ア) 1年度当たりの補助金等の上限額は30万円とする。
 - (イ) 都道府県知事は、本事業を活用しようとする者に対して、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号）別記1に規定する農業経営・就農サポート推進事業（以下「サポート推進事業」という。）の活用を促すものとする。なお、本事業に係る助成金の交付決定前においてサポート推進事業における重点支援対象者に選定された場合は、本事業を活用することができないものとする。
 - (ウ) 本事業によって行う取組と同一の内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国等が助成する事業（補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除く。）を活用する場合は、本事業の補助対象経費とすることはできないものとする。

II 整備事業

(1) 補助対象となる施設の範囲

本要綱別表2のIIの1に掲げる施設とする。

(2) 取組主体

ア 整備事業の取組主体は、本要綱別表2のIIの1の取組主体欄に掲げる者とす

る。

イ 同欄の（９）の「別記２に定める中間事業者」は、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

（ア）対象品目の農産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。

（イ）食品製造事業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社を含む。）以外の食品製造事業者等をいう。）の需要に合わせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。

（ウ）加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。

（エ）複数の生産者との間で、事業実施から３年以上を契約期間とする基本契約（対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結していること。

ウ 同欄の（１０）の都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体は、次のいずれかに該当し、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

（ア）農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

（イ）その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

エ 同欄の（１１）のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

（ア）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

（イ）施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

（ウ）施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

（エ）コンソーシアム規約が定められていること。

（オ）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(カ) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

(キ) 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

① 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

② 事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

(3) 対象地域

ア 整備事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

ただし、本要綱別表 2 のⅡのメニューの欄の 1 の(9)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設(施設園芸栽培技術高度化施設に限る。)については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

イ 野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合については、都市計画法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域内(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合、実施できる整備事業の内容は、共通 2 の基準に記載する施設を除き、耐用年数が 10 年以内のものに限ることとする。

(4) 補助率

整備事業の補助率は、本要綱別表 2 のⅡの補助率欄に定めるとおりとする。

ア 本要綱別表 2 のⅡの補助率欄の 1 のただし書により別記 2 に定める場合は、対象作物がさとうきび又はパインアップルの場合とし、補助率を事業費の 10 分の 6 以内とする。

イ 本要綱別表 2 のⅡの補助率欄の 1 のただし書により別記 2 に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の 10 分の 4 以内とするものとする。

(ア) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合

(イ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

ウ 本要綱別表 2 のⅡの補助率欄の 1 のただし書の別記 2 に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の 3 分の 1 以内とするものとする。

(ア) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

(イ) 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

(ウ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合

(エ) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

(5) 補助対象経費等

整備事業の補助対象経費や事務手続については、本要綱に定めるもののほか、「事務取扱」を準用するものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和4年4月1日3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）を準用するものとする。

(6) 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、共通1のとおりとし、これを超えて助成することはできないものとする。

(7) 施設の補助対象基準

整備事業で整備する施設については、共通2に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。

(8) 整備事業の実施に係る留意点

ア 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

イ 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

ウ 取組主体は、整備事業の実施に当たり、共通7により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

また、本要綱別表2のⅡの採択要件欄の1の(3)の別記2に定める場合は、北大東島及び南大東島（以下「遠隔離島」という。）に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合とし、これに該当する場合は、投資効率の算定を要さないものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事及び地域協議会長等は、産地全体の収益性向上に資するものとなるよう、取組主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第15の3及び第16の3の点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつ

ては、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 23 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(ア) 施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が 80%未満の状況が 3 年間継続している場合

カ 整備事業で実施する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

ただし、既存施設の再編合理化の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

ク 成果目標の達成に必要な新用途への改修又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

(イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

(ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

(エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(オ) 新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、再編・集約化を行った

際に廃止した施設等を、本事業において中古施設として活用することはできないこととする。

ケ 次に掲げるものは、助成の対象外とする。

(ア) 施設の附帯施設のみの整備

(イ) 施設用地の整地や改良などの整備

(ウ) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの

(エ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

(オ) 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）

(カ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

コ 施設の能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

サ 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

シ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。

ス 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(ウ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

セ 対象作物が果樹の場合であって、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定

面積の総和の割合が、現に直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

ソ 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、取組主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれなければならないものとする。

タ 稲、麦、大豆、子実用とうもろこし、果樹及び野菜を対象作物とする場合は、取組主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の取組主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月農林水産省生産局）の取組事項の内容を含むものとする。

チ きのこと及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合経営を行うものであり、かつ、肥培管理を行い栽培するものとする。また、都道府県において、あらかじめ、きのこと及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。

ツ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

テ 土地利用型作物（稲、麦（小麦、大麦及び裸麦をいう。以下同じ。））、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。））及び子実用とうもろこしをいう。）を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設及び集出荷貯蔵施設並びに稲、麦及び豆類を対象とした農産物処理加工施設を整備する場合は、都道府県は、取組主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

ト 国産原材料サプライチェーン構築の取組及び青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

ナ 本事業で導入する施設等は、原則、産地パワーアップ計画の対象区域内で生産される原材料を使用することとする。

ただし、本要綱別表2のⅡの1の取組主体欄の（7）に掲げる民間事業者の

取組については、都道府県知事が特に必要と認める場合に限り、施設等の全利用量の過半を占めることを条件に認めることができるものとする。

ニ 施設の利用料金については、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。

ヌ 整備を行う者のうち、本要綱別表 2 のⅡの 1 の取組主体欄の（５）の農業者は、次の全てに該当する者とするものとする。

（ア）青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

（イ）後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

ネ 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、取組主体は、第 15 に定める取組主体事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写し（以下「共済制度等加入資料」という。）を地域協議会長等に提出するものとし、地域協議会長等は、取組主体から提出された共済制度等加入資料を産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の提出にあわせて、都道府県知事に提出するものとする。

ノ 取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

ハ 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了年度内に整備ほ場を畑地化することとする。

ヒ 乾燥機（穀物用循環型）を内部設備として導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」の定めるところによるものとする。

（９）施設の管理運営

ア 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、整備事業の適正な推進が図られるよう、地域協議会長等、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導する

とともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、地域協議会長等又は取組主体を十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名などを表示するものとする。

(10) 推進枠

中山間地域の体制整備の取組

(ア) 取組内容

支援対象は、中山間地域の収益力強化に必要となる本要綱別表 2 のⅡのメニュー欄の 1 の取組とする。

(イ) 対象地域等

対象地域は、a から 1 までのとおり（以下「中山間地域等」という。）とする。

また、中山間地域所得向上計画（中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1140 号、28 農振第 1337 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。）の第 2 に定める中山間地域所得向上計画、又は、中山間地域所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 生産第 1917 号、2 農振第 2613 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。）の第 4 に定める計画であって、同要領第 3 に定める中山間地域所得確保推進事業実施計画に基づき策定された又は策定される予定の計画をいう。以下同じ。）と連携する産地パワーアップ計画の対象地域についても同様とする。

a 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域

b 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

c 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別

特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

- d 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- e 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- f 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- g 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- h 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- i 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯
- j 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- k 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く）
- l 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域

（ウ）上限事業費

共通1のとおりとする。

また、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画の上限事業費は、共通1の上限事業費の1.3倍（小数点第1位を四捨五入）とする。

イ 農産物輸出に向けた体制整備

支援対象は、農産物輸出拡大に向けて、成果目標に第4の5の（1）のアの⑤に掲げる目標を設定した産地における体制整備の取組とし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

別紙 2

生産基盤強化対策の事業内容等

I 基金事業

1 農業用ハウスの再整備・改修

(1) 取組要件

本事業は、新規就農者又は担い手（農業協同組合等の受け皿組織を含む。）への農業用ハウス（以下「ハウス」という。）の譲渡又はこれらの者が譲渡を受けた後の営農開始を目的として、ハウスの再整備・改修を実施するものとし、事業の実施に当たっては、次のア及びイの要件を満たすものとする。

ア 再整備・改修の対象となるハウスが以下のいずれかに該当すること。

① 原則として5年以内に継承者（1及び2においてハウスや樹体等の譲渡を受け、又は受ける予定の新規就農者又は担い手をいう。）に譲渡される計画があること。

② 継承者が譲渡を受けた後、本格的な営農を開始していないものであること。

イ 同一地域において、4の生産装置の継承・強化に向けた取組が実施されていること。（同様の取組が実施されている場合を含む。）

(2) 取組主体

ア 本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表2のIの2の採択要件欄の別記2に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

(3) 補助率

本要綱別表2のIの2の補助率欄に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案し、本要綱別表2のIの2の補助率欄で定める補助率を上限として、別に補助率を設定することができるものとする。

この場合において、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に当該補助率を明示するものとする。

(4) 助成対象経費

産地において、後継者不在のハウスを継承者に継承するため、又は継承後の営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援する。

ア ハウスの再整備・改修

既存のハウスにおける強度や作業性の向上等に要する経費として次に掲げるものとする。

(ア) 既存のハウス（ハウスの種別を問わない。）のパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材の購入に要する経費

(イ) パイプハウスの再整備に必要な資材の購入に要する経費

(ウ) (ア) 又は (イ) の取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

(エ) (ア) 又は (イ) の取組を行う場合のパイプハウスの解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

イ 機械設備等の導入及びリース導入

既存のハウス又はアにおいて再整備・改修するハウスに設置する次の（ア）に掲げる機械設備の導入費及びリース費であって、（イ）及び（ウ）に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 補助対象機械設備等

養液栽培装置、複合環境制御装置、変電設備、自動カーテン装置、底面給水装置、立体栽培装置、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培装置、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房装置、ヒートポンプ等

(イ) 本体価格が 50 万円以上の機械設備等であるものとする。

(ウ) 原則、新品であるものとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

ウ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（パソコン等）の導入に係る経費

(ウ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 本体価格が 50 万円未満の機械設備等の導入又はリース導入に対する助成

(オ) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費

(カ) 種苗の購入に係る経費

(5) ハウスの再整備・改修に係る留意事項

ア 本事業により再整備・改修したハウスを継承者に譲渡する場合、その譲渡額は、「当該ハウスの残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とすることとする。

イ ハウスの再整備・改修に対する助成は、既存ハウスとおおむね同等のハウス面積の確保に必要なものに限るものとする。また、再整備・改修するハウスの強度や作業性、機械設備等の内容については、事業実施地区の気候や品目等を勘案し、(1) のアの①の計画の下、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できるものとする。

ウ ハウスの再整備・改修に係る対象資材の購入等に当たっては、公正な選定を行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

エ ハウスの再整備・改修を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、法定耐用年数期間中は国の共済制度（国の共

済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

オ 再整備・改修したハウスについて、確実に継承が行われ、継承後においても善良なる管理者の注意をもって施設の適切な管理を行うとともに、本事業の目的に従って、その効率的な運営が行われるよう留意することとする。

カ 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として再整備・改修する場合については、別紙１のⅡの（８）のヌについて留意することとする。

（６）機械設備等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 機械設備等のリース導入については、継承後に本事業を活用する場合に限る。

イ 機械設備等の導入及びリース導入に当たっては、農業機械等の導入・リース導入に準じて、別紙１のⅠの１の（５）について留意することとする。（ただし、１（５）のイの（イ）を除く。）

２ 果樹園・茶園等の再整備・改修

（１）取組要件

本事業は、継承者への樹体等の譲渡又は継承者が樹体等の譲渡を受けた後の営農開始を目的として、当該樹体等に係る樹園地の再整備・改修を実施するものとし、事業の実施に当たっては、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 再整備・改修の対象となる樹園地が以下のいずれかに該当すること。

- ① 原則として５年以内に継承者に樹体等を譲渡する計画があること。
- ② 継承者が樹体等の譲渡を受けた後、本格的な営農を開始していないものであること。

イ 同一地域において、４の生産装置の継承・強化に向けた取組が実施されていること。（同様の取組が実施されている場合を含む。）

（２）取組主体

ア 本要綱別表２のⅠの２の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表２のⅠの２の採択要件欄の別記２に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

（３）補助率

ア 本要綱別表２のⅠの２の補助率欄に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案し、本要綱別表２のⅠの２の補助率欄で定める補助率を上限として、別に補助率を設定することができるものとする。

この場合において、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に補助率を明示するものとする。

イ 本要綱別表２のⅠの２の補助率欄の別記２に定める場合は、継承者へ継承すること又は継承者が継承後本格的な営農を開始することを前提として果樹等の改植等を行う場合とし、補助率及び補助額は、別表１のとおりとする。

ただし、果樹においては、優良な品目又は品種への改植等及び樹園地の若返

り等のために行う同一品種への改植等に限るものとする。

(4) 助成対象経費

産地において、後継者不在の樹園地において樹体等を継承者に継承するため、又は継承後の円滑な営農を開始するために必要となる以下の経費を支援する。

ア 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に要する資材費及び役務費

イ 果樹等の改植等に要する経費

ウ 樹体支持設備や被害防止設備等の導入、再整備又は改修に必要な資材の購入に要する経費

エ ウの取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

オ 既存樹園地の設備の解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

カ 助成対象としない経費

（ア）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（イ）他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

（ウ）毎年度必要となる資材の購入に係る経費

(5) 果樹園・茶園等の再整備・改修に係る留意事項

ア 本事業により再整備・改修した樹体等を継承者に譲渡する場合は、その譲渡額は、「当該樹体等の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とすることとする。

イ 作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすることとする。

ウ 果樹等の改植等を行う場合の対象品目及び品種は、都道府県事業実施方針にその選定理由とともに明記するものとする。また、果樹においては、当該都道府県における主要品目の品種であることとする。

エ 樹園地の若返り等のために行う果樹等の同一品種への改植等を行う場合の対象品目及び品種は、ウに加えて、次の全てに該当するものとする。

（ア）競争力のある品種であると認められること。

（イ）需要に応じた生産量の維持が必要と認められること。

また、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の作成に当たっては、改植等の取組の対象品目及び品種を明記するものとし、その選定に当たっては、次の全てに該当するものとする。

a 当該産地における主要品目の品種であること。

b 当該産地において生産量の維持が必要と認められること。

オ 樹園地の若返り等のために行う果樹等の同一品種への改植等を行う樹園地は、品質向上等が期待される技術を導入する予定である又は既に導入されているものとする（本事業により導入する場合を除く。）。

カ 果樹等の改植等の実施面積は、樹園地ごとの合計面積がおおむね2 a 以上であるものとする。

キ 果樹の取組において、ウ及びエの対象品目並びに品種の選定その他果樹の改植等の取組に当たっては、果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画との整合を図るものとする。

ク 樹園地の再整備・改修に係る対象資材の購入等に当たっては、公正な選定を行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ケ 再整備・改修した樹園地について、確実に樹体等の継承が行われ、継承後においても善良なる管理者の注意をもって適切な管理を行うとともに、本事業の目的に従って、その効率的な運営が行われるよう留意することとする。

3 農業機械の再整備・改良

(1) 取組要件

本事業は、作業受託等により後継者不在の農地等における生産機能が効率的かつ円滑に継承されることを目的として、農業機械の再整備・改良を実施するものとし、事業の実施に当たっては、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 継承者（3において新規就農者、担い手又は農作業受託組織をいう。）が、継承後5年後も営農を継続することが確実と見込まれること。

イ 同一地域において、4の生産装置の継承・強化に向けた取組が実施されていること。（同様の取組が実施されている場合を含む。）

(2) 取組主体

ア 取組主体は、本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表2のIの2の採択要件欄の別記2に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

(3) 補助率

本要綱別表2のIの2の補助率欄に定めるとおりとする。

(4) 助成対象経費

ア 農業機械の再整備

作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の導入又リース導入に要する経費

イ 農業機械の改良

作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の改良に要する経費（資材費、役務費に限る。）

(5) 農業機械の再整備・改良に係る留意事項

ア 導入又はリース導入できる機械及び改良を実施する機械は、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の活用予定面積の作業に必要な能力のものに限る。

イ 助成対象としない経費

（ア）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（イ）農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォー

- クリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- (ウ) 本体価格が 50 万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に対する助成
- (エ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- ウ 市販され、又は既に取組主体が所有しているものを活用しての農業機械等の改良を行う場合において、取組主体が自ら改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。
- エ 農業機械の再整備・改良の取組を実施するに当たっては、農業機械の導入又はリース導入に準じて、別紙 1 の I の 1 の（5）について留意すること。（但し、1（5）のイの（イ）を除く。）

4 生産装置の継承・強化に向けた取組

(1) 取組主体

生産装置（ハウス、樹園地における樹体等、農業機械その他産地の生産基盤を維持・強化するために必要な施設等をいう。以下同じ。）の継承・強化に向けた取組の取組主体は、本要綱別表 2 の I の 2 の取組主体欄に定める者とする。

(2) 補助率

生産装置の継承・強化に向けた取組の補助率は、本要綱別表 2 の I の 2 の補助率欄に定めるとおりとする。

(3) 助成対象経費

生産装置の継承・強化に向けた取組の助成対象経費は、メニューごとに次に掲げるものとし、原則として、1、2 及び 3 の取組を実施する場合についてはアの取組を必須の取組とする。

ア 産地における継承・強化体制の構築

助成対象経費は、別表 2 に掲げる経費のうち、産地において継承・強化体制を構築するための以下の取組に要する会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、給与、報酬、職員手当等、委託費、雑役務費、備品費等とする。

(ア) 推進会議の開催

(イ) 園芸施設、樹園地の最適な再整備・改修の検討、作業工程の合理化、作業受託等の推進に必要な調査、分析、設計

イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング

助成対象経費は、別表 2 に掲げる経費のうち、生産装置の継承ニーズの把握及びマッチングを行うための以下の取組に要する備品費、賃金等、給与、報酬、職員手当等、旅費、謝金、役務費、雑役務費、通信・運搬費、委託費等とする。

(ア) ニーズ把握の調査、分析

(イ) 新規就農者、担い手への広報用資料作成、セミナー開催等の情報提供

(ウ) 継承のあっせん、貸付けの事務手続

(エ) その他生産装置の継承ニーズの把握及びマッチングに資する取組

ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理

助成対象経費は、別表 2 に掲げる経費のうち、農業協同組合等の受け皿組織が本事業によりハウス、樹園地における樹体等を継承後、新規就農者又は担い手に貸付けを行うまでの間、良好な状態で維持するために必要な備品や生産資材の購入、管理作業等に要する備品費、資材費、賃金等、給与、報酬、職員手当等、役務費、雑役務費、委託費等とする。

エ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業機械等及び農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（パソコン等）の導入に係る経費

(ウ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 取組主体の役職員の賃金

(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組の留意事項

ア 作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

イ 生産資材の導入等の実施に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ウ 2 で果樹等の改植等を実施した場合は、その実施面積における（3）のウの経費のうち改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に相当する経費は助成対象外とする。

5 生産技術の継承・普及に向けた取組

(1) 取組主体

生産技術の継承・普及に向けた取組の取組主体は、本要綱別表 2 の I の 2 の取組主体欄に掲げる者とする。

(2) 補助率

ア 生産技術の継承・普及に向けた取組の補助率は、本要綱別表 2 の I の 2 の補助率欄に定めるとおりとする。

イ 本要綱別表 2 の I の 2 の補助率欄ただし書の別記 2 に定める場合は（3）のイの（ウ）の取組を行う場合とし、補助率は $1/2$ 以内とする。

(3) 助成対象経費

ア 栽培管理、労務管理等の技術実証

助成対象経費は、栽培管理、労務管理等の技術実証のために必要な以下の取組に要する分析機器・農業機械の導入又はリース導入、果樹等の改植等（新植を含む。5において同じ。）に係る経費のほか、別表 2 に掲げる経費のうち、会場借料、通信・運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、給与、報酬、職員手当等、委託費、役務費、雑役務費、備品費、資材費等とする。

(ア) 会議の開催

(イ) 実証技術の調査・分析

(ウ) 実証に直接必要な分析機器・農業機械の導入又はリース導入、ほ場の借上げ、備品・事務機器・生産資材の購入、果樹等の改植等

イ 技術継承・普及のための研修等による人材育成

助成対象経費は、技術継承・普及のための研修等のために必要な以下の取組に要する別表2に掲げる経費のうち、会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、備品費、資材費、賃金等、給与、報酬、職員手当等、役務費、雑役務費、委託費等とする。

(ア) 座学による研修やほ場における実地研修、農業用ハウス等の自力施工・保守管理の技能取得に必要な実地研修（OJT研修含む）等の実施及び研修効果の測定

なお、実出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料に助成対象経費が含まれている場合には、当該受講料等のうち助成対象経費に相当する金額を控除するものとする。

(イ) 研修等受講希望者の募集のための広報用資料作成、イベント開催等の情報提供

(ウ) 取組主体の構成員が参加する研修会やセミナー、農業生産現場における実地研修等（（ア）により実施するものを除く。）（受講費を含む。）

ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援

(ア) 助成金の上限額は1産地パワーアップ計画当たり5百万円とする。

(イ) 助成対象経費は、農業機械の安全取扱技術を向上するために必要な以下の取組に要する農業機械のリース導入及びレンタル導入（aに必要なものに限る。）に係る経費、農業機械改良費（aに必要なものに限る。）のほか、別表2に掲げる経費のうち、会場借料、備品費、通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、給与、報酬、職員手当等、委託費、役務費、雑役務費等とする。

a 大型特殊免許（農耕車に限る。）やけん引免許（農耕車に限る。）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等の開催

なお、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に助成対象経費が含まれている場合には、当該受講料等のうち助成対象経費に相当する金額を控除するものとする。

b 技術研修受講希望者の募集等

エ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業機械の導入（リース導入を含む。ただし（3）のウの取組は除く。）

及び備品・事務機器の購入における技術実証、研修等以外に使用可能な汎用性の高いものの導入・購入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベ

- ルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- (ウ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (エ) 取組主体の役職員の賃金
- (オ) ウの取組における受講者が支払う経費（免許試験受験料等）
- (4) 生産技術の継承・普及に向けた取組の留意事項
 - ア 作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。
 - イ 生産技術の継承・普及に向けた取組に係る対象資材の購入等に当たっては、公正な選定を行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
 - ウ 果樹等の改植等を実施する場合にあっては、実施面積が1カ所当たり地続きでおおむね2a以上であるものとする。
 - エ 果樹等の改植等を行う樹園地は、品質向上等が期待される技術を導入する予定であること又は既に導入されているものとする。
 - オ 果樹における改植等の対象品目及び品種の選定その他果樹の改植等の取組に当たっては、果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画との整合を図るものとする。
 - カ 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、別紙1のIの1の(5)に準じるものとする。
 - キ 農業機械の安全取扱技術の向上支援で実施する研修では、大型特殊免許（農耕車に限る。）やけん引免許（農耕車に限る。）の取得を目的とした研修を行うこととし、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得等も行うことができるものとする。

6 全国的な土づくりの展開

(1) 助成対象となる取組の範囲

全国的な土づくりの展開に係る堆肥（ペレット堆肥を含む。以下同じ。）、土壌改良資材、緑肥及びバイオ炭（以下「堆肥等」という。）を実証的に活用するための以下の取組とする。ただし、同一ほ場での取組は2年以内とし、かつ、既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする。

ア 堆肥等の実証的な活用に向けた実証ほの設置

イ 堆肥等の実証的な活用の効果確認のための土壌分析

ウ ア及びイの取組の効果的な推進に必要な指導及び検討会開催等の取組

(2) 取組主体

本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。

(3) 補助率

定額。ただし、堆肥等の農地施用に要する機械（以下「堆肥散布機械等」という。）のリース導入を行う場合にあっては、リース導入する堆肥散布機械等のリース物件購入価格の1/2以内を加算するものとする。（堆肥等を実証的に活用す

る面積に 10 a 当たり 30 千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10 a 当たり 35 千円）を乗じた額と堆肥散布機械等のリース導入に係る費用を加算した額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。また、取組主体計画を 2 カ年で作成する場合は、単年度ごとに交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。）

（４）助成対象経費

助成対象経費は別表 2 に掲げるもののうち以下のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ア 土壌分析に必要な検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等）、分析費及び分析委託費

イ 堆肥等の購入費、運搬費、保管費（保管場所の借上費を含む。）及び散布費（堆肥散布機械等のリース・レンタル費、雇用労賃、作業委託費、機械燃料代等）

ウ 堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導経費（旅費、役務費、備品費、消耗品費、資料印刷費、会議費等）

（５）事業の実施に係る留意点

ア 本事業において実証的に活用する堆肥等は、以下の条件を満たすものとする。

（ア）実証ほ場において、新たに施用を行うものとする。慣行の栽培条件と比較して同種かつ同量の堆肥等を施用する取組については対象としない。

（イ）堆肥及び土壌改良資材については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「肥料法」という。）第 22 条に基づき特殊肥料として届出がなされたもののほか、肥料法第 4 条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは肥料法第 16 条の 2 に基づき指定混合肥料として届出がなされたもの（ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限る。）、又は地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）第 11 条第 1 項の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準（昭和 59 年 10 月 1 日農林水産省告示第 2002 号）に基づき適切な品質表示がなされたものとする。ただし、混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料については、地力の増進効果が認められるものとする。

（ウ）堆肥については、病原微生物による汚染や混入する種子による雑草の発生を防止する観点から、十分に腐熟させた堆肥（切り返しを適切に行い、堆肥中心部だけでなく表層部も高温となった状態で発酵させ、熟成期間も十分取る等により生産された堆肥）とする。

（エ）緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込み等まで行うものを対象とする。

（オ）バイオ炭については、家畜ふん尿、木材、草本、もみ殻、稲わら、木の実、製紙汚泥又は下水汚泥由来のもので十分に炭化したものとする。また、その入手・使用に当たっては法令違反や不適切な手続がないものとする。

イ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入・購入（例：パソコン等）に係る経費

(ウ) 本体価格が 50 万円未満の農業機械（アタッチメント含む。）のリース導入に対する助成

(エ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(オ) 取組主体の役職員の賃金

ウ （１）のアの堆肥等を実証的に活用する場合は、堆肥の施用量の減少などによる地力低下がみられる場合であって、土壌分析結果に基づき選定するものとする。なお、選定に当たっては地域の偏りが生じることがないように留意するものとする。

エ 堆肥等の施用等に当たっては、以下に留意すること。

(ア) 堆肥の施用量は、地力増進法第 3 条に基づく地力増進基本指針第Ⅲその他地力の増進に関する重要事項の 1 に規定される家畜排泄物等の有機資源の堆肥化とその利用による土づくりの促進に定められた堆肥施用基準をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとする。

(イ) 堆肥の施用に当たっては、「牛等の排泄物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 4228 号、28 消安第 4230 号、28 生産第 1606 号、28 生産第 1607 号、28 生産 1602 号、28 生畜第 1121 号及び 28 生畜第 1120 号消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長連名通知）を踏まえ、適切に対応するものとする。

(ウ) 土壌改良資材の施用量は、土壌改良資材品質表示基準に基づく表示をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとする。

(エ) 緑肥の播種量は、種苗会社のカタログや都道府県の栽培技術指針等に表示されている標準播種量を踏まえて設定するものとする。また、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫は行わず、作物体の全量すき込み等を行うものとする。

オ （１）のイの土壌分析は、（１）のアの実証への選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、当該実証において実証の前後に実施するものとする。なお、（１）のイの取組については、（１）のアとは別の取組主体が実施することも可能とするが、この場合、当該取組主体は（１）のイの取組に加え、（１）のウの取組を行うものとする。

カ 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の作成は原則として都道府県協議会長が行うものとする。

キ 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、別紙１のⅠの１の（５）に準じるものとする。

ク （４）のイの堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度以降に発注したものについても対象とする。

Ⅱ 整備事業

（１）補助対象となる施設の範囲

本要綱別表２のⅡの２に掲げる（１）及び（２）の取組に必要な生産技術高度化施設とする。

（２）取組主体

ア 本要綱別表２のⅡの２の取組主体欄に定めるものとする。

イ 本要綱別表２のⅡの２の採択要件欄の別記２に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

ウ 本要綱別表２のⅡの２に掲げる（１）の取組を行う際には、当該産地において、本要綱別表２のⅠの２（４）の取組を併せて行うものであること。

（３）対象地域

整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号に基づく農業振興地域の農用地区域（以下「農用地区域」という。）及び生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条第１項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

（４）補助率

本要綱別表２のⅡの２の補助率欄に定めるとおりとする。

（５）補助対象経費

産地において、後継者不在のハウスを新規就農者又は担い手に継承する際に必要となる低コスト耐候性ハウスの再整備に要する経費（再整備に係る既存ハウスの撤去に要する経費を含む。）及び栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備に要する経費を対象とし、整備事業の補助対象経費や事務手続きについては、別紙１のⅡの（５）を準用すること。

（６）上限事業費

別紙１のⅡの（６）を準用すること。

（７）施設の補助対象基準

別紙１のⅡの（７）を準用すること。

（８）整備事業の実施に係る留意点

ア 取組主体は、整備事業の実施に当たり、共通７により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

イ 施設の整備に当たっては、都道府県知事及び地域協議会長等は、生産装置の継承・強化又は生産技術の継承・普及に資するものとなるよう、取組主体に対

して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

ウ 都道府県知事は、別記 1 第 15 の 3 及び第 16 の 3 の点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合等）にあつては、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 23 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

エ 整備事業で実施する施設は、後継者不在のハウスで新規就農者や担い手に継承するために再整備が必要な施設又は技術実証に必要な施設で、技術実証に必要な施設については、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

オ 整備を行う者のうち、本要綱別表 2 のⅡの 2 の取組主体欄の（5）の農業者は、次の全てに該当する者とするものとする。

（ア）青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

（イ）後継者が確保されている、又は本要綱別表 2 のⅠの 2 の（4）の取組により継承のための取組が行われること等、事業の継続性が担保されていること

カ 別紙 1 のⅡの（8）のア、イ、ケ、コ、サの（ア）、シ、ス、ソ、チ、ニ、ネ及びノについて留意すること。

別表 1 生産基盤強化対策における果樹等の改植等の取組に係る補助率及び補助額

別紙 2 の I の 2 の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

1 果樹

補助対象経費		補助対象とする 植栽密度 (10a 当たり本数)	補助対象とする 植栽密度の下限 (10a 当たり本数)	補助率 (定額補助は 10a 当 たり単価)
1 次の（１）～（５）に係る改植を行うために必要な伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
（１）省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和４年４月１日付け ３農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知）の別表１に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業（以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。）により定められている省力樹形とする。	本事業において適用する補助対象とする栽植密度及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助とする。		
	上記以外の場合（注１）			
（２）かんきつ類の果樹への改植（（１）の場合を除く。）		本事業において適用する補助対象とする栽植密度の下限及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。		
（３）主要果樹（注２）への改植（（１）及び（２）の場合を除く。）				
（４）りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培（ただし、加工用に仕向けられるものに限る）への改植（（１）の場合を除く。）				
（５）（１）～（４）のいずれにも該当しない改植		—	—	１／２以内
2 改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費（注３）		—	—	定額（22 万円）

注 1： 省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の (1) 又は (2) の要件を満たすものであること。

(1) 10 a 当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して 10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

(2) 10 a 当たりの単収を、慣行の栽培と比較して 10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

2： 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

3： 1 と 2 は同時に行うことを基本とし、2 単独での実施は認めない。

2 茶

茶の改植等の考え方については、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１月付け３農産第３１７５号、３畜産第１９９３号農産局長、畜産局長通知）別紙６のⅡの第４の１に準ずるものとする。

補助対象経費	10 a 当たり単価
1 改植に伴う未収益支援①	141, 000円
2 改植に伴う未収益支援②（注1）	181, 000円
3 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40, 000円
4 台切りに伴う未収益支援	70, 000円
5 改植支援	152, 000円
6 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	100, 000円
7 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	100, 000円
8 有機栽培への転換に必要な資材の導入	100, 000円
9 輸出手向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	50, 000円

注1： 改植に伴う未収益支援②を受ける場合は、次の取組を行うこと。

- (1) 40a 以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと
- (2) 次のアからオまでの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
 - ア ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置
 - イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 - ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 - エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 - オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

注2： 上記の1から9までに挙げる支援内容のうち、次に掲げる表において○がついている組み合わせについては、同時に取り組むことができる。

[illegible]

3 永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物）

補助対象経費

支援対象面積 10 a 当たり単価は 150,000 円とする。

別表2 生産基盤強化対策（基金事業）における助成対象経費

費目	対象メニュー	内容	注意点
備品費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下「改正法」という。)」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところによ

			り取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇

			や各種手当は認めない。
会場借料	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信・運搬費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費	5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な保管施設、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、堆肥等の輸送、保管に直接必要なもののレンタル経費、堆肥散布機械等のリース・レンタル経費並びに実証に係るほ場借上費とする。
印刷製本費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

資料購入費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
資材費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な資材の購入経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、実証的に施用する堆肥等の購入代実証に直接必要なかかり増し経費に限る。
燃料費	6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・実証的に施用する堆肥等の散布等に必要機械作業に限る。
消耗品費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	
旅費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ	○委員旅費 ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費	

	5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	として、依頼した専門家に支払う経費 ○調査等旅費 ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 ○費用弁償 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・全国的な土づくりの展開にあっては、堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導に係る経費とする。
委託費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ	・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査・分析の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

	6 全国的な土づくりの展開		・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ 6 全国的な土づくりの展開	○手数料 ・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 ○租税公課 ・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業者の会計と区分することとする。